

○登米市移住体験参加促進事業補助金交付要綱

平成30年3月12日

告示第45号

改正 平成31年1月22日告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が主催する移住体験ツアー（以下「体験ツアー」という。）への参加促進及び登米市移住お試し住宅事業実施要綱（平成28年登米市告示第242号）に規定する登米市移住お試し住宅（以下「移住お試し住宅」という。）の利用促進を図ることで市への移住・定住につなげるため、体験ツアーへの参加及び移住お試し住宅を利用するための費用の一部に対し、予算の範囲内で登米市移住体験参加促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、県外に住所を有する者で、体験ツアーの全行程に参加した者及び移住お試し住宅を利用した者とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象経費及び補助金額等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、登米市移住体験参加促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、補助対象経費の支払を証する書類の写しを添付して、体験ツアー又は移住お試し住宅の利用が終了した日から起算して30日以内に市長に申請するものとする。

2 補助金の交付の申請は、1年度につき2回に限るものとする。

3 市長は、第1項の書類の提出をもって、規則第13条に規定する実績報告が行われたものとみなす。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、登米市移住体験参加促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 前項の交付決定通知は、規則第14条の規定による補助金等交付確定通知とみなす。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成31年1月22日告示第13号)

この告示は、平成31年3月31日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象 事業	補助対象経費			補助金額	
	交通費		宿泊費		
	公共交通機関	自家用車			レンタカー
1 体験 ツアー	居住地から登米市役所までの往復に要する経費	(1) 居住地から登米市役所までの往復の距離に25円/kmを乗じて得た額 (2) 高速道路の利用料金	(1) 借上料 (2) 高速道路の利用料金	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する市内のホテル、旅館その他の宿泊施設の利用料金。ただし、1泊を上限とする。	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、補助対象者1人当たり3万円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満
2 移住 お試し 住宅	居住地から登米市役所までの往復に要する経費	(1) 居住地から登米市役所までの往復の距離に25円/kmを乗じて得た額 (2) 高速道路の利用料金	(1) 借上料 (2) 高速道路の利用料金		の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）登米市長

（申請者）

住 所

氏 名

印

連絡先

登米市移住体験参加促進事業補助金交付申請書

登米市移住体験参加促進事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 利用年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

2 利用者一覧

利用事業	氏名	続柄	住所
(1) 移住体験ツアー			
(2) 移住お試し住宅			
(3) (1)・(2)両方			

備考 利用事業欄については、該当するものを○で囲むこと。

3 補助対象経費

(1) 交通費

項目	経路	金額
鉄道		円
飛行機		円
自家用自動車	(k m×25 円)	円
高速料金		円
その他		円
小計①		円

(2) 宿泊費

宿泊施設名	金額
	円
小計②	円

3 補助金交付申請額

A (小計①+小計②) × 1/2	円
B 利用者×30,000円	円
補助金交付申請額 (A又はBのいずれか少ない額)	円

備考

- 1 領収書又はこれに類する書類がない場合には、補助対象外経費として取り扱います。
- 2 必ず往復分を記入してください。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

登米市長

登米市移住体験参加促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった登米市移住体験参加促進事業補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定額	円
交付条件	(1) この補助金は、登米市補助金等交付規則及び登米市移住体験参加促進事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用しないこと。 (2) 登米市補助金等交付規則及び登米市移住体験参加促進事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取消し、補助金の返還を求めること。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)